

転校手続き



校区外へ転居される場合は、転校(転出)の手続きが必要です。転居が決まりましたら(予定でも)できるだけ早く学校に連絡してください。転校に必要な書類の発行や徴収金の精算などを行います。

また、校区内で転居される場合は、新しい住所などを学校へ連絡してください。

◎転校手続きの流れ

- ① 高槻市役所市民課で住民票異動の手続きを行います。
その際に「転(退)学通知書」(保護者用・学校用)を受け取ります。
- ② 「転(退)学通知書」(学校用)を、阿武山小学校にご持参ください。
- ③ 学校で「在学証明書」「教科書給与証明書」を発行します。
- ④ 転居先の市町村で手続きをすませた後、転入する学校に③の書類を持って転入学の手続きをします。

※「転(退)学通知書」が交付される時期

市内で転居する場合・・・転居後(実際に引越しをしてから)の手続きになります。

市外へ転居する場合・・・転居予定の2週間前から、手続きできます。

就学援助制度について



高槻市では、学校で学習するために必要な学用品費や給食費、修学旅行費や卒業アルバム代などの費用を負担することが困難な保護者に対し、その費用を援助する「就学援助制度」があります。

就学援助制度を受けるには所得限度額などの条件があり、毎年申請が必要です。

申請時期は例年5月中旬です(随時受付あり)。4月中旬頃にお知らせの紙を配ります。

詳細は「高槻市教育委員会 保健給食課(総合センター) 072-674-7608」へお問い合わせください。

学童保育室



1年生から3年生のうち、保護者の労働や疾病等により、放課後に保護者が不在である家庭の児童を対象に、放課後の保育を行う制度です。詳細は「高槻市子ども未来部子ども育成室学童保育課(総合センター) 072-674-7657」へお問い合わせください。